

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証の実施結果及び
常設の第三者外部監査機関の監査結果報告書
(平成27年度下期報告)

六ヶ所ウラン濃縮工場
品質保証の実施結果及び常設の第三者外部監査機関の監査結果
(平成27年度下期報告)

I. 品質保証の実施結果

1. 保安活動等の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、平成28年度の品質方針を2月23日に設定し、3月23日、電子掲示板により全社員に周知した。

(2) 品質目標の設定、周知

(品質保証室)

品質保証室長は、平成27年度の品質目標を以下のとおり改正した。

・「濃縮事業部の保安活動適正化に向けた活動」の目標の追加を行い、品質目標を3月14日に改正し、同日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。

また、品質保証室長は、平成28年度の品質目標を3月30日に設定し、3月31日、電子掲示板により品質保証室内へ周知した。品質目標には、「全社品質マネジメントシステムの改善」等を設定した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、平成27年度の品質目標を以下のとおり改正した。

・「保安活動適正化の活動」についての見直しを行い、品質目標を1月13日に改正し、同日、文書等により濃縮事業部内へ周知した。

濃縮事業部長は、平成28年度の品質目標を4月19日に設定し、4月20日、文書等により濃縮事業部内へ周知した。品質目標には、「関係法令、事業許可申請書及び保安規定等の遵守並びに確実な業務の実施」等を設定した。

(3) 社長による評価

(品質保証室)

実施状況：社長は、品質保証室の第2回レビューを10月23日に、第3回レビューを1月26日に、第4回レビューを3月23日に実施した。

実施結果：第2四半期、第3四半期及び第4四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確認した」と評価された。

(第2回)

指示事項はなかった。

(第3回)

指示事項として「濃縮事業部で現在実施している活動は、まだ改善の余地はあるものの、他の事業部で学ぶ点も必ずあるはずである。社長をトップにして濃縮事業部の保安活動の適正化に向けた取組みを実施してきたが、全社的には、情報共有によりこの活動を集中的に議論する特別委員会のような仕組みを作ることを検討すること」等があった。

(第4回)

指示事項として「内部監査の改善等について、保安検査で指摘されるような問題を検出する処置具体策として、現場作業と決め事との乖離を検出する等の方法を再検討すること」等があった。

(濃縮事業部)

実施状況：社長は、濃縮事業部の第2回レビューを10月23日に、第3回レビューを2月2日に、第4回レビューを3月28日に実施した。

実施結果：第2四半期、第3四半期及び第4四半期の保安活動に関する業務などの進捗状況及び品質目標の達成状況に対し「業務は計画に従って適切に実施・評価されており、品質マネジメントシステム及びそのプロセスが適切に機能していることを確認した」と評価された。

(第2回)

指示事項はなかった。

(第3回)

指示事項として「保安活動適正化に向けた活動の対策について、対策が不十分に思う。対策結果をどのように測定し、何をもって良好な結果とするのかというそのような観点で、他事業部の意見も聞きながら、対策を全体的に改善すること」があった。

(第4回)

指示事項として「品質マネジメントシステムでは法令要求を含めた要求事項を明確にして、それを満足しない状態が不適合である。不適合に管理区分を設定していることについてはよく検討すること」があった。

なお、2016年度品質目標の一部の項目の達成指標について、達成度合いが測定可能になるように見直すこととなった。

(4) 文書及び記録の管理

(品質保証室)

品質保証室長は、「加工施設保安規定」、「品質保証計画書(品質保証室)」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、「加工施設保安規定」、「加工施設 品質保証計画書」及び関連文書

(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理した。

(5) 保安活動の実施

(品質保証室)

品質保証室長は、文書類に従い、品質保証に係る業務を実施した。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、初期消火活動のための体制の整備及び非常時の措置に係る業務を実施したが、加工施設に係る以下の不適合事象(保安規定違反)1件が確認された。

・ウラン濃縮工場 放射性廃棄物の保管管理の実施不備

ウラン濃縮建屋の管理廃水処理室(放射性廃棄物の廃棄施設)において、シリンダを洗浄した後の水などを廃水処理した際に発生する放射性固体廃棄物(スラジ)について、保安規定では「スラジを封入したドラム缶等の容器の保管場所については、Aウラン濃縮廃棄物室とする。」と規定されているにもかかわらず、ウラン濃縮建屋の保守室に一時的に保管する運用を、2007年8月から2015年8月までの期間、社内規定に従い実施していたものである。

そのため、仮置きしていた放射性固体廃棄物(スラジ)については、速やかにAウラン濃縮廃棄物室へ移動するとともに、改善策として保安規定の改正、放射性廃棄物の解釈について社内規定の改正及び社員へ関係法令教育を実施している。今後、スラジ発生後は速やかにAウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。

(6) 調達

濃縮事業部長は、文書類に従い、調達先の評価を行い、物品及び役務の調達については調達製品への要求事項を明確にし、調達製品が調達要求事項を満たしていることを確認した。

(7) 内部監査

(品質保証室)

実施状況：品質保証室長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、品質保証室及び濃縮事業部に対する内部監査を実施した。

実施結果：「保安検査で、他事業部の保安検査対応等で出された指摘事項等の情報が濃縮事業部内に十分に伝達されていないことを指摘されたことから、濃縮事業部として積極的に他事業部の情報を取りに行く仕組み、その情報を取り扱う仕組みおよび評価する仕組みについて検討してはどうか」等の要望事項が合わせて6件あったが、文書類を逸脱するような指摘事項はなく、文書類に基づき改善に向けたPlan(計画)－Do(実施)－Check

(評価) -Act (改善) サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(濃縮事業部)

実施状況：濃縮事業部品質保証課長は、文書類に従い、監査計画に基づいて、各部署に対する内部監査を実施した。

実施結果：「異動に伴う新規配属者に対する教育・訓練報告書の未作成」等の指摘事項が2件あった。また、「法令改正状況の課内関係者への確実な周知」等の要望事項が2件あったが、文書類に基づき改善に向けた Plan (計画) -Do (実施) -Check (評価) -Act (改善) サイクルが展開されており、品質マネジメントシステムが有効に機能していることを確認した。

(8) 不適合管理

(品質保証室)

期間中(下期)に検出された不適合はなかった。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合を確実に識別し、処置及び記録した。

期間中(下期)に検出された不適合の件数：29件

(9) 是正処置及び予防処置

(品質保証室)

期間中(下期)該当なし。

(濃縮事業部)

濃縮事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価した。

(10) 教育・訓練

濃縮事業部長は、文書類に従い、加工施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように、関係法令及び保安規定の遵守に関すること、加工施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること等について教育・訓練を実施した。

2. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

第21回会議を3月14日に開催した。

(議題)

- ・新規基準への適合性審査の状況について
- ・再処理工場における保守管理活動の改善の取り組みについて

(2) 濃縮事業部と協力会社との連携

濃縮事業部長は、日本原燃安全推進協議会（濃縮事業部）を毎月開催し、労働災害の発生状況や安全パトロールの実施結果の周知などを行うことで、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進した。

3. 品質保証に係る顧問会

第26回顧問会を12月10日に開催した。

(議題)

- ・2015年度品質保証活動の実績及び予定
- ・協力会社とのコミュニケーションの促進に向けた活動

4. その他

品質月間

- ①品質月間ポスターの掲示及びQ旗掲揚（11月1日から30日）
- ②品質月間講演会の開催（11月10日）
- ③品質標語の表彰式（11月6日）

Ⅱ. 常設の第三者外部監査機関の監査結果

実施状況：品質保証室及び濃縮事業部はロイド・レジスター・ジャパン（有）による平成27年度第2回定期監査を受けた。（監査実施日：品質保証室1月29日、濃縮事業部1月27日から28日）

監査結果：（総合所見）

本監査は、平成27年度第1回の監査内容を踏襲し、日本原燃の各担当部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が改善策の理念を反映し、かつ風化・形骸化せず実行されているか否かを主要な視点とした。なお、「教育・訓練」は、重要な事項であることから、監査実施項目として今回取り上げた。その結果、「いずれの被監査部門にも「指摘事項」及び「観察事項」は観察されなかった」との評価を得た。

（品質保証室）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」は観察されなかった。

（濃縮事業部）

文書監査、実地監査においても「指摘事項」、「観察事項」は観察されなかった。「教育記録の一部に、実施した教育内容は記載されているが、有効性評価が行われたことが確認できなかった。今後、書式・形式には拘らないが、何らかの方法で有効性評価の結果を残すことが望まれる」との「提言事項」が1件あった。

（監査報告書については平成28年3月31日に提出済）

① 2015年度第2回定期監査報告書（全体総括）

（W04339585号-0）（2016年3月1日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

② 2015年度第2回定期監査報告書（その2）濃縮事業部の監査結果

（W04339585号-2）（2016年3月1日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

③ 2015年度第2回定期監査報告書（その4）品質保証室の監査結果

（W04339585号-4）（2016年3月1日ロイド・レジスター・ジャパン（有））

以 上